

平成 30 年 7 月 20 日

生徒の皆さん
保護者の皆様

大阪府立吹田東高等学校
校長 佐々木 啓

警報等発令時の措置について

先日の地震、その後の大雨等で被害にあわれた方にお見舞いを申し上げます。
本校の警報発令時、交通遮断等に対する措置について、お伝えします。

○暴風警報・特別警報に対する措置

生徒手帳 15 ページに記載してあるとおり「暴風警報」「特別警報」に対して行います。吹田市にどちらかの警報が発令されたときに、以下の措置をとります。皆さんの居住地域に発令されている場合にも登校を控えてください。他の警報発令時は、通常通り授業等を行います。

- (1) 午前 7 時現在解除の時、平常通り
- (2) 午前 9 時現在解除の時、3 時限 (10 時 40 分) より開始
- (3) 午前 11 時現在解除の時、5 時限 (13 時 15 分) より開始
- (4) 午前 11 時現在発令中の時、臨時休業
- (5) 定期考査

午前 7 時現在発令中のとき、臨時休業

なお、臨時休業があった場合、その日の時間割を考査終了予定日の翌日に延期する (その日が休日の場合、その翌日)

○災害時等の措置

本校に「避難勧告」「避難指示」が発令されている場合、上記の暴風警報・特別警報に対する措置と同様と考えてください。(本校所在地：吹田市青葉丘南 16 番 1 号)

居住地域に「避難勧告」「避難指示」が発令されている場合、本校は休業としません。安全を第一にお考えいただき、居住地域・家庭の状況等により、登校できないと判断された場合は、学校まで連絡をお願いします。

○公共交通機関の遮断・遅延等

運行状況、生徒の登校状況等を確認したうえで判断します。

通常の運休の場合、生徒手帳 14 ページ記載してある「交通ストライキに対する措置」に準じて行います。

J R (京都線)、阪急電車 (京都線・千里線)、阪急バス、大阪モノレールの 4 線のうち、2 線以上で交通遮断が発生している場合に「暴風警報・特別警報に対する措置」と同様の措置を取ります。1 線のみ交通遮断の場合は、措置は行いません。

交通機関の遅延等が発生している場合については、運行状況、生徒の登校状況、教員の出勤状況等を確認の上、特に必要な場合には授業の繰下げ等を行います。

※ いずれの場合についても、身の安全を第一に考えた行動をとってください。

※ 緊急にお伝えする必要がある場合、携帯メール、ホームページ等でお伝えすることもあります。登録等をお願いします。